

令和6年度福井県サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者
更新研修実施要領

1 目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）および児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2 実施主体

福井県

3 対象者

2回目の更新研修受講者または実践研修修了者であって、従事要件（1）または（2）を満たす者。

- （1）現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している者。
- （2）受講日前5年間の間に2年以上、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある者。

※ 令和元年度更新研修修了者は、令和6年度末までに2回目の更新研修を修了しなければ、サービス管理責任者等の資格が失効します。令和7年度以降も引き続き従事する必要がある方は、令和6年度末までに本研修を修了してください。

※ 県内事業者の人材育成事業のため、福井県外に所在する事業所等から受講の申込みについては一律お断りさせていただきます。

※ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置が必要な事業所等からの申込みを受け付けていますので、個人での申込みはできません。

4 優先順位

受講対象者が多数となりますので、年度ごとに優先受講対象者を設定しております。次（A-①～③）の優先順位にて受講の可否を決定させていただきます。なお、同一順位となった場合につきましては、先の条件に加えて、B-①～③の優先順位にて受講を決定します。

・初回の更新研修修了年度による優先順位

Aー① 令和元年度に更新研修を修了した者

② 令和2年度に更新研修を修了した者

③ 令和3年度以降に更新研修を修了した者／実践研修を修了した者

・従事状況による優先順位

Bー① サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として、障がい福祉サービス事業所等に現在従事している者

② 今後、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として、障がい福祉サービス事業所等に従事予定がある者

③ 配置時期未定（法人・事業所等内の異動に備えての受講等）

5 研修期間および実施方法

区分	実施方法	研修期間	会場
講義	オンライン	詳細は受講決定後に通知	—
演習 【A日程】	集合形式	令和6年6月26日（水） ～27日（木）	きらめきみなと館 （敦賀市桜町1-1）
演習 【B日程】	集合形式	令和6年7月11日（木） ～12日（金）	県社会福祉センター 体育館 （福井市光陽2丁目3-22）

※ A日程とB日程は同一の内容で実施します。受講日程については事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。日程の指定および決定後の変更はできません。どの日程でも確実に受講できるように法人・事業所等内で御配慮願います。嶺北・嶺南会場については、お住いの地域と必ずしも合致するとは限りませんのであらかじめ御了承ください。

※ 上記のとおり実施する予定ですが、今後の情勢等により日程の変更や延期・中止となる可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

6 研修定員

全日程合計154名

7 研修内容および研修計画について

別紙1 「サービス管理責任者更新研修」標準カリキュラムおよび「児童発達支援管理責任者

更新研修」標準カリキュラムに基づき、講義および演習（計2日間）を実施します。

8 受講者の推薦および申込み方法

(1) 受講者の推薦

市町障害者福祉主管課長、障害福祉サービス事業実施法人の長等は、受講させたい者について(2)の方法で申し込んでください。

(2) 電子申請について

福井県総合福祉相談所のホームページ内の研修案内ページより申し込んでください。

受講決定通知の確認には、申請時に登録したE-Mailアドレス、パスワード、および申請完了後に通知された受付番号が必要になりますので、お忘れのないよう御注意ください。

【研修案内ページ】

- ・「福井県総合福祉相談所トップページ」

[\(http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/\)](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/)

→「お知らせ：サービス管理責任者等更新研修申込み」

- ・「福井県総合福祉相談所トップページ」→「知的障がい者相談」

→「障害者総合支援法に基づく各種研修について」→「サービス管理責任者等更新研修申込み」

※ 修了証書の写しの提出は不要です。ただし、申込みをするにあたり、各研修の修了年月日等を入力する必要がありますので、修了証書をお手元に御準備ください。修了証書を紛失されている場合、県障がい福祉課にて再交付の手続きが必要です。お早めに御確認ください。

(3) 申込期限

令和6年4月24日（水）17：00

(4) 申込みにあたっての注意事項

※ 受講を修了した者に授与する修了証書は、申込み時の氏名等をもとに作成するため、受講者の氏名・生年月日については、記入漏れや誤字・脱字のないよう注意してください。

※ 研修申込みにおいて記載された個人情報は、本研修の修了証書の交付、研修修了者の名簿作成、研修でのグループ分けなどの研修に関連する業務においてのみ利用します。

9 受講者の決定および通知の交付

受講者の決定は、推薦された者の中から福井県が決定し、申込み締め切り後2～3週間をめぐりに電子申請システムからE-Mailにて通知します。なお、研修修了者については、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、個人情報として十分注意を払った上で県の責任において一元的に管理します。

【電子申請システムから届く受講決定に関する通知】

送信元：福井県電子申請サービス (info@shinsei.e-fukui.lg.jp)

E-Mail タイトル：【電子申請】 通知書発行のお知らせ

10 受講費用および事前課題

研修資料の印刷費用や講義視聴にかかる費用（通信費等）は受講者の自己負担となります。

事前課題については、受講決定後に内容等をご案内します。課題が未提出の場合、研修受講をお断りさせていただきます。

11 修了証書

別紙1のとおり、既定の全カリキュラムを受講した者には、修了証書を授与します。

※ 各カリキュラムの時間数は、国の告示にて定められているため、欠席、遅刻、途中退室のほか、受講態度が著しく悪い（私語、居眠り、携帯電話の使用）場合や課題提出の不備等で受講が認められなかった場合は、修了証書を交付しませんので御留意ください。なお、研修開始後15分以上の遅刻は欠席とみなします。

※ 修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経歴等を証明するものではありませんので御留意ください。

12 その他

今後の情勢等により、日程の変更や延期・中止となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。また、洪水・大雨・暴風雨（雪）警報が発令される場合は延期を検討し、研修前日18時までに福井県総合福祉相談所のホームページ内に記載します。

最新の情報は福井県総合福祉相談所のホームページ

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/>) を定期的に御確認ください。

13 お問い合わせ先

(1) 研修内容・申込みについて

福井県総合福祉相談所 障がい者支援課（担当：三ツ井・恩田）

E-Mail：sgk-info@pref.fukui.lg.jp

(2) 実務経験や事業申請等について

福井県 健康福祉部 障がい福祉課 自立支援G

E-Mail：syogai@pref.fukui.lg.jp